

皆様のご大切な財産をお守りする

# 火災共済



## 火災共済 の特色

### ① 掛金が安い

営利を目的としないので、掛金が安く、経費の節約に役立ちます。

### ② 支払いが早い

万が一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。

### ③ 剰余金は契約者に還元

協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当などで契約者に還元されます。



山梨県火災共済協同組合



# ワイドな補償「普通・総合火災共済」

# 特約

### 火災

火災により損害が生じたとき



### 落雷

落雷による衝撃及び過電流によって建物、収容動産などに損害が生じたとき



### 破裂または爆発

ボイラの破裂やプロパンの爆発などにより損害が生じたとき



### 風災・雪災

台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、収容動産などに20万円以上の損害が生じたとき  
ただし、付属物は対象外とします。

損害の額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価}} - 20\text{万円} = \text{支払共済金}$

※付属物の例  
・門、塀、垣、その他の工作物  
・建物に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物  
・看板、温水器、アンテナ、日除、その他の屋外設備・什器



### 物体の落下・衝突

航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき



### 水ぬれ

給排水設備の事故または他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じたとき  
※給排水設備自体の損害は除きます。



### 盗難

家財や設備・什器などが盗まれたり、盗難の際に建物、家財、設備、什器などがこわされたり、汚されたりしたとき  
※貴金属・宝石などの30万をこえる明記物件は、1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度となります。  
※商品についてはお支払いの対象になりません。

家財、設備・什器等をご契約の場合

共済の対象	お支払限度額	
	現金	預貯金証書
家財	20万円(生活用)	200万円(生活用)
設備什器等	30万円(業務用)	300万円(業務用)

### 水災

台風、こう水、豪雨、高潮などにより次の損害が生じたとき、ただし、付属物は対象外とします。

イ. 建物または家財にそれぞれ30%以上の損害が生じたとき  
損害の額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価}} \times 70\%$

ロ. 床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により、建物または家財、設備、什器、商品・製品などに損害が生じたとき  
共済金額(時価額限度) × 5%

(ただし、1回の事故につき1構内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)

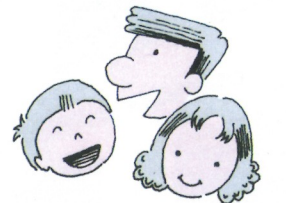
※上記の「床上浸水」とは、居住の用に共する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)をこえる浸水をいいます。



## 普通火災共済の補償範囲 総合火災共済の補償範囲


### 臨時費用

①～③および⑤～⑦の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。  
(ただし、1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。)



### 残存物取片づけ費用

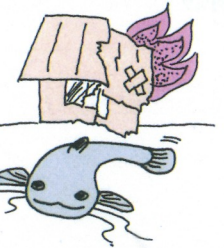
①～③および⑤～⑦の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。



### 地震火災費用


地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき、ただし、付属物は対象外とします。

イ. 建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき  
ロ. 家財が共済の対象の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき  
ハ. 共済の対象が設備・什器または商品・製品の場合は、これらを収容する建物等が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき  
共済金額 × 5%  
(ただし、1構内ごとに300万円が限度です。)



### 修理付帯費用

①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件に限りです。  
(1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)



### 普通火災共済掛金 (契約額10万円につき1年間)

物件・対象	構造	M構造	T構造	H構造
住宅物件	建物・家財等	22円	54円	148円
普通物件	建物・什器等	40円	125円	229円
	商品・製品等	59円	144円	248円

### 総合火災共済掛金 (契約額10万円につき1年間)

物件・対象	構造	M構造	T構造	H構造
住宅物件	建物	32円	73円	186円
	家財	50円	110円	220円
普通物件	建物	60円	145円	278円
	家財	88円	173円	299円
	設備・什器等	81円	166円	285円
	商品・製品等	72円	157円	272円

### 長期契約の適用掛金率

長期火災共済契約の適用掛金率は共済期間1年の場合に適用すべき掛金率に次の係数を乗じたものとします。

共済期間	係数	
	普通共済	総合共済
2年	1.85	1.85
3年	2.70	2.70
4年	3.55	3.55
5年	4.35	4.35
6年	5.15	5.15
7年	5.95	5.95
8年	6.75	—
9年	7.55	—
10年	8.30	—

### 付帯できる特約とその概要

特約名	共済金をお支払する場合	お支払する共済金	掛金
新価共済特約	この特約を付帯出来るのは建物、機械、設備、装置、器具、工具、什器備品が対象となります。 ※家財、商品、原料、製品には付帯出来ません。 ・共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために必要な金額(再調達価額)でご契約金額を設定します。 ・共済金はご契約金額を限度として損害額の全額をお支払いします。 ・ただし、風災・雹災・雪災、水災の事故の場合等は、時価額を基準にお支払いします。 ・損害が生じた場合はその日を含めて2年以内に、その共済の対象と同一用途のものを同一敷地内において復旧しなければなりません。 この特約を付帯するには制限がありますので、詳しくは取扱代理所または事務局までお問い合わせください。		
類焼見舞金補償特約	火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅(建物および収納家財)に損害をあたえた場合 ※この特約によってお支払いする共済金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの共済契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者の方から、この補償内容をお伝えいただくとともに、取扱代理所または当組合に類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。	○全損の場合 1つの建物およびその建物内収容動産につき300万円 ○半損の場合 1つの建物およびその建物内収容動産につき150万円 ○一部損の場合 1つの建物およびその建物内収容動産につき50万円 ※ただし、類焼先の損害額(時価によります)が、限度。 また、1事故の支払限度額は3,000万円	一律 1,500円
地震見舞金補償特約	①地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出によって、主契約の共済の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合 ②地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能に至った場合 ③地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物に床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合	○全損の場合 地震見舞金補償特約共済金額の100% ○半損の場合 地震見舞金補償特約共済金額の50% ○一部損の場合 地震見舞金補償特約共済金額の5% ※ただし主契約の共済金額の10%以内とし、1敷地内の限度額を100万円とします。	M・T構造 1・2級 91円 (10万円につき)  H構造 3級 188円 (10万円につき)

### 物件の種類による特約の付帯可否

共済の種類	特約	新価共済特約残価率50%以上	類焼見舞金補償特約	地震見舞金補償特約
住宅物件	建物	○	○	○
	家財	×	○	○
普通物件	建物	○	○	○(併用住宅のみ)
	家財	×	○	○(併用住宅のみ)
	設備・什器等	○	○	×
	商品・製品等	×	○	×

※共済掛金算出方法：共済金額 × (基本料率 + 職作業割増 + 動産割増 × 長期係数) = 掛金  
◇共済掛金の端数処理：共済対象ごとに掛金を算出し、10円未満の端数が生じた場合は、1円単位を切捨て10円単位とする。



## 共済の種類を確認しましょう

●普通火災・総合火災とでは補償の内容が違います。それぞれ補償の内容を確認してください。

## 契約の対象を確認しましょう

●建物のみのご契約では、家財・什器・機械・商品等の収容動産は補償の対象になりません。目的別にそれぞれにご加入ください。

対 象	内 容
建 物	建物および付属設備（電気設備、給湯設備、冷暖房設備等で室内に設置されたもの）
家 財	家庭用に使っている生活用品（電化製品、衣類、タンス、パソコン等）
什器備品、機械等	業務用に使っている電化製品、コンピュータ、デスク、機械設備等
商品・製品等	商品、製品、材料等（仕入原価が基準になります）

※リース物件は除かれます。

## お支払いできない主な場合

- ① 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② 共済契約者または被共済者が所有し、または運転する車両もしくはその積載物の衝突または接触。
- ③ 電気的な事故による炭化、発酵、自然発熱の損害。
- ④ 風、雪災等の自然災害により生じた20万円未満の被害。
- ⑤ 盗難により生じた商品・製品等の損害。
- ⑥ 火災事故時に生じた共済の目的の紛失、盗難。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。（特約を除く）

## 火災共済加入の目安

### ●建物（3.3㎡当たりの新築費の目安）

木造（モルタル）	40万円～60万円
鉄骨（簡易耐火）	30万円～50万円
鉄骨・鉄筋（耐火）	60万円～80万円

### ●什器備品・機械設備

再購入価格の50%～70%が、加入額の目安になります。

### ●商品

1年間で最も商品の多いときの在庫量が加入額の目安になります。

### ●家財

世帯主の年齢	独身世帯	30歳前後	35歳前後	40歳前後	45歳前後	50歳前後
家族構成	—	2人～3人	3人～4人	3人～5人	3人～5人	3人～5人
ご契約金額の目安	150万円～250万円	500万円～800万円	700万円～1,000万円	900万円～1,150万円	1,000万円～1,300万円	1,100万円～1,500万円

※1個または1組の価額が、30万円を超える貴金属・宝石・美術品等は明記して下さい。

## 契約引受限度額

1危険（1棟）に対する最高引受限度額は次のとおりとします。引受限度額は建物とその収容動産の合計額をいいます。

物 件 別	M構造・T構造（コンクリート）/1級構造	T構造（鉄骨）/2級構造	左記以外 H構造/3級構造
引 受 限 度 額	50,000万円	18,000万円	7,500万円

（注）職・作業の別により上記金額を引き受けられない場合があります。

## 時価額いっぱいの契約をおすすめします

時価額より契約金額が少ない場合、全焼でないかぎり共済で支払われる金額は実際の損害の額より少なくなってしまいます。

（注）時価額とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した額をいいます。



お問い合わせ お申し込みは、組合または信用組合、商工会へご連絡下さい。

取扱代理所



山梨県火災共済協同組合

〒400-0032 甲府市中央1-12-37（IRIXビル3階）

TEL 055-235-7564